

# 2022年アルゼンチン国勢調査における先住民統計の特徴と意義<sup>1</sup>

Characteristics and Significance of the Questions on *Indígenas* in the 2022 Argentine National Census

遠藤 健太

Kenta ENDO

## はじめに

コロナ禍に見舞われる直前の2020年初頭時点では、北米・南米諸国のうち、メキシコ、米国、アルゼンチン、ブラジル、エクアドルの5か国が2020年に国勢調査の実施を予定し、カナダ、ウルグアイ、ベネズエラの3か国は2021年の実施を予定していた。しかし、上記のうちメキシコ、米国、カナダではおおむね予定通りのスケジュールで国勢調査が完遂され、ベネズエラでも調査開始までは漕ぎ着けたようだが、その他の国々ではコロナ禍の影響を受けて全面的な延期を余儀なくされてしまった。その結果、アルゼンチン、ブラジル、エクアドルでは2022年、ウルグアイでは2023年に次回国勢調査を実施する運びとなっている。その他、ボリビア、チリ、ガイアナ、パラグアイ、スリナムでも（コロナ禍以前からの予定通り）2022年に国勢調査が実施される見込みである（表1）。

筆者は、ラテンアメリカ諸国の国勢調査における人種・エスニシティ統計の比較研究という課題に2019年から着手している。

---

1 本稿の内容は2022年1月5日（脱稿）時点までの情報にもとづくものである。また、本稿で参照したすべてのウェブサイトの最終アクセス日は2022年1月5日である。

表1 北米・南米諸国における国勢調査の実施状況

		2000年ラウンド (1995～2004年)	2010年ラウンド (2005～2014年)	2020年ラウンド (2015～2024年)
北 米	カナダ	1996年5月14日	2006年5月16日	2016年5月10日
		2001年5月15日	2011年5月2日～7月31日	2021年5月11日
	メキシコ	1995年11月5日	2005年10月4日～29日	2020年3月2～27日
		2000年2月14日	2010年5月31日～6月25日	
	米国	2000年4月1日	2010年4月1日	2020年4月1日
南 米	アルゼンチン	2001年11月18日	2010年10月27日	2020年予定 →2022年予定
	ボリビア	2001年9月5日	2012年11月21日	2022年予定
	ブラジル	1996年8月1日	2010年8月1日～10月31日	2020年予定 →2022年予定
		2000年8月1日		
	チリ	2002年4月24日	2012年4月9日～6月30日	2017年4月19日
				2022年予定
	コロンビア	—	2005年5月22日～2006年5月22日	2018年1月9日～7月31日
	エクアドル	2001年11月25日	2010年11月28日	2020年予定 →2022年予定
	ガイアナ	2002年9月15日	2012年9月15日	2022年予定
	パラグアイ	2002年8月28日	2012年10月15日	2022年予定
	ペルー	—	2005年7月18日～8月20日	2017年10月22日
			2007年10月21日～11月4日	
	スリナム	2003年3月31日	2012年8月13日	2022年予定
		2004年8月2日		
	ウルグアイ	1996年5月22日	2011年9月1～30日	2021年予定 →2023年予定
2004年6月～7月				
ベネズエラ	2001年10月30日	2011年9月1日～11月30日	2021年～(*)	

出典：United Nations Statistics Division, “2020 World Population and Housing Census Programme: Census Dates”.

<https://unstats.un.org/unsd/demographic-social/census/censusdates/>  
をもとに作成

(\*) ベネズエラは予定通り2021年に国勢調査を開始したが、コロナ禍などのため各種変更が生じ、現時点でも未了の様相（事情の詳細は未確認）。

2020年には同年のメキシコ国勢調査のなかで実施された人種・エスニシティ調査の内容を分析しつつ、それを背景として展開されていたアフロ系メキシコ人たちの政治運動の様相を示した（遠藤

2021)。

これに続き、本稿では2022年に実施されることが決まったアルゼンチンの次回国勢調査を事例として取り上げる。特に、そのなかで実施されることになっている先住民調査に焦点を当て、その内容と背景を分析したい。この分析にあたり、次の3つの文脈を考慮する。すなわち、①ラテンアメリカ諸国の国勢調査における多文化主義的傾向、②アルゼンチンにおける先住民人口統計の歴史、③民政移管以降のアルゼンチンの先住民政策の経緯である。2022年の先住民調査をこれら3つの文脈のなかに位置づけて、その特徴と意義を明らかにする。それが本稿の目的である。

## 1. 2022年アルゼンチン国勢調査の制度的概要

まずは、アルゼンチンの2022年国勢調査の実施方法やスケジュールについて、日本で紹介される機会はほとんどないと思われるので、ここで概観しておきたい<sup>2</sup>。

従来（前回2010年国勢調査まで）アルゼンチンの国勢調査は、調査日として1つの日を指定し、その日のうちに調査員が一齐に全国の世帯を訪問して対面での聴き取り調査を実施するという方法をとってきた。これに対して、2022年国勢調査では、同国の国勢調査史上初めてオンライン回答方式が導入され、これが訪問調査と併用されることとなっている。3月16日～5月18日の約2ヶ月間がオンライン回答期間として設定されており、そして、その最終日に当たる5月18日に全国で一齐に訪問調査が実施されることになる（ただし、施設居住者、路上生活者、および一部の農村部世帯を対象とする訪問調査は、5月11日～17日に先行実施され

---

2 本節の内容は、アルゼンチンの国家統計局（Instituto Nacional de Estadística y Censos、略称INDEC）が作成している2022年国勢調査の特設ウェブサイトの情報に依拠している。INDEC, “Censo 2022 República Argentina”. <https://censo.gob.ar>

る)。5月18日の訪問調査では、オンラインで未回答の世帯は従来と同じく対面での聴き取り調査を受ける必要があるが、オンラインで回答済みの世帯は回答済証明書（デジタル）を調査員に提示すればよいため、当日の作業効率は従来よりも格段に向上することが見込まれている<sup>3</sup>。

そして、5月18日当日の夜には総世帯数と総人口の暫定結果が公表されることになっており、同日から数えて30日後には基本調査項目の暫定結果、8か月後にはそれらの最終結果、13か月後には詳細調査項目を含む全項目の最終結果が公表される予定とされている<sup>4</sup>。

オンライン回答方式を史上初めて導入するという点の他に、実施方法の面での前回からの主な変更点としては次の5点が挙げられる。①人口統計を従来の「現在地方式（censo de hecho）」から「常住地方式（censo de derecho）」に変更すること。②「基本調査票（Cuestionario básico）」と「拡大調査票（Cuestionario ampliado）」の併用方式を廃止して、調査票を1種類に統一すること。③国民識別番号（número de DNI）の入力欄を新設すること。④従来の性別（sexo）入力欄とは別に性自認（identidad de género）の入力欄を新設すること。⑤人種・エスニシティの自己認識（先住民であるか否か、および、アフロ系であるか否か）についての質問の対象者を全住民に拡大すること。

---

3 オンライン調査と訪問調査の併用という新しい方式の最終的な作業確認を目的として、2021年中にサンタフェ州の一部およびブエノスアイレス市の一部で予行演習（Censo Experimental）が実施された。その予行演習では11月29日～12月11日がオンライン回答期間、12月12日が訪問調査日とされていた。

4 ここでいう基本調査項目と詳細調査項目の内容は現時点で明示されていないが、おおよそ、前者は2010年国勢調査でいうところの「基本調査票」に含まれていた項目、後者は同年の「拡大調査票」のみに含まれていた項目のことを指すと思われる。「基本調査票」と「拡大調査票」の相違については後述する。

①の「現在地方式」とは、国勢調査日時点（厳密には前夜）の滞在場所をその者の居住地とみなし、当該世帯の住民として計上する方式を意味し、「常住地方式」とは、普段の居住地（1週間のうち最も多くの時間を過ごしている場所）を居住地とみなして計上する方式を意味する。また、②の「基本調査票」と「拡大調査票」の併用方式は、アルゼンチンでは2010年国勢調査でのみ用いられた方式で、前者が全住民を対象とする基本的な質問項目のみを記載した調査票であるのに対し、後者はより詳細な質問を追加したサンプル調査用の調査票であった。

上記5つの変更点のそれぞれが統計学的ないし政治的に重要な意味を持つものであり、現地の報道等でもそれぞれのテーマをめぐって色々な議論が生じている。だが、人種・エスニシティ統計の動向に関心をもつ筆者にとって最も注目すべき変更点は、当然ながら⑤（および後述するようにこれと関連する②）である。ゆえに、以下ではこの点に焦点を当てて2022年アルゼンチン国勢調査の特徴と意義を考察していく。

## 2. 国勢調査の多文化主義的傾向とアルゼンチンの先住民統計

本稿では2022年アルゼンチン国勢調査を3つの文脈に位置づけて考察すると先述したが、本節では、そのうちの2つの文脈を提示する。1つ目はラテンアメリカ諸国の国勢調査における多文化主義的傾向、2つ目はアルゼンチンにおける先住民人口統計の経緯である。

### 2-1. ラテンアメリカ諸国の国勢調査における多文化主義的傾向

ラテンアメリカの多くの国では、20世紀の長きにわたり、いわゆるメスティサヘ（mestizaje）の言説、すなわち「我々はみな混血」という均質的な国民像を掲げる言説が、公的に支配的であり続けてきた。しかし、1980年代以降、「混血」の名の下に人種

的マイノリティ（先住民やアフロ系など）の存在が不可視化されてきたことに対する批判等を受けて、次第に多文化主義（multi-culturalismo）的な国民像を公的に掲げる国が増えてきている。すなわち、国内に様々な人種・エスニック集団が存在することを積極的に認知し、その多様性を称揚する傾向が顕著になっているのである。そして、こうしたメスティサヘから多文化主義への転回を象徴する出来事の一つが、国勢調査における人種・エスニシティ別人口調査の開始である。均質的な国民像を掲げていたメスティサヘの時代には国内の人種・エスニシティ的な多様性を顕在化するような統計をあえてとらない傾向にあったラテンアメリカの国々が、特に2000年ラウンド以降の国勢調査では、「先住民」「白人」「黒人」「混血」といった人種・エスニシティ別の人口統計を積極的にとるようになってきているのである<sup>5</sup>。

2000年ラウンドおよび2010年ラウンドのラテンアメリカ諸国の国勢調査の動向を分析した先行諸研究を通じて、多くの国において国勢調査の多文化主義的傾向（＝人種・エスニシティ別の人口調査を積極的に実施する傾向）が段々と強まってきていることが確認されている。また、こうして人種・エスニシティ統計の重要性が増してくるなか、各人種・エスニック集団が、自分たちのカテゴリーの人口がより大きく計上される（＝社会における自分たちの存在感がより大きく示される）ような制度設計を求めて政府に働きかけをしたり、あるいは回答時に自分たちの集団への帰属を表明するよう住民らに働きかけをするなど、様々な政治運動を展開しているさまも報告されている<sup>6</sup>。

---

5 この段落の内容は別稿（遠藤 2021: 87-88）でも記述したことだが、本稿にとっても重要な前提となるため改めて略述した。なお、その別稿では、メスティサヘから多文化主義への転回を象徴する出来事として、国勢調査の動向に加えて、ラテンアメリカ諸国の憲法改正の動向にも言及した。

これまでに筆者自身が調査票の内容を分析したいいくつかの国の事例をみる限り、近年のラテンアメリカ諸国の国勢調査における人種・エスニシティ統計は、①「先住民」「白人」「黒人」「混血」「その他」に類するような選択肢を調査票に列記して回答者に自己認識を選択させることで各カテゴリーの人口を調査する方式と、②特定の人種・エスニシティ（特に先住民とアフロ系）を自認する人口だけを調査してその他のカテゴリー（「白人」「混血」「その他」等）の人口は調査しない方式とに大別できる。①の例としては、エクアドルの2001年と2010年、ベネズエラの2011年、ペルーの2017年などが挙げられ、②の例としては、ベネズエラの2001年、ボリビアの2001年と2012年、メキシコの2000年・2010年・2020年などが挙げられる<sup>7</sup>。そして、以下で論じるアルゼンチンの2001年・2010年・2022年の国勢調査も②の方式に相当するものである。

## 2-2. アルゼンチンにおける先住民人口統計の前歴

19世紀から20世紀のアルゼンチンの国勢調査において、先住民人口の調査が行われたことは1度もなかった。第1回（1869年）

---

6 2000年ラウンドおよび2010年ラウンドのラテンアメリカ諸国の国勢調査における人種・エスニシティ統計の動向とその政治的背景等に関する先行研究としては、Angosto-Ferrández and Kradolfer (2012; 2016) に収録された各論文が特に有益である。他方、2020年ラウンドの事例研究は現時点ではまだとても少ない。

7 これらの国勢調査票は、各国の国勢調査の実施主体となる政府機関のウェブサイトにて公開されている。また、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（スペイン語略称CEPAL）の下記ウェブサイトでは、2000年ラウンドおよび2010年ラウンドのラテンアメリカ諸国の国勢調査票がひと通り閲覧できて便利である。Comisión Económica para América Latina y Caribe, “Cuestionarios censales, enlaces, resultados y procesamiento en línea con REDATAM”. <https://www.cepal.org/es/temas/censos-de-poblacion-y-vivienda/enlaces-institutos-nacionales-estadistica-america-latina-caribe>

から第3回（1914年）までの国勢調査結果では先住民人口の推計が示されていたが、これらは今日の基準からみれば信頼に値しない根拠（例えば「槍の数」等）に基づく粗略な推計に過ぎなかった。そして、20世紀半ば以降の第4回（1947年）から第8回（1991年）までは、先住民についての調査は何も実施されず、その関連統計は（推計も含め）何も公表されないという時代が続いた（INDEC 2012: 275-276）。

20世紀半ば以降長きにわたり先住民統計（およびその他の人種・エスニシティ統計）がとられてこなかった背景には、先述のように、この時代の公的言説においてメスティサへ（「我々はみな混血」という理念）が支配的だったという事情がある。同世紀半ばにラテンアメリカの国々で成立した、メキシコのカルデナス政権（1934～1940年）やブラジルのヴァルガス政権（1930～1945年、1951～1954年）に代表されるようないわゆる（古典的）ポピュリズム政権が、旧来の白人至上主義的な寡頭支配層によって抑圧された多様な諸勢力を均質的な「民衆」として統合するためにメスティサへの言説を利用していたことはしばしば指摘される（鈴木 1999: 52-53）。そして、同時期のアルゼンチンのポピュリズム政権として知られるペロン政権（1946～1955年）も、そうした国民統合をめざして人種的にも均質的な国民像の構築を志向していたことが指摘されている<sup>8</sup>。現に、ペロン憲法とも呼ばれる1949年の改正憲法には、「アルゼンチン国家は人種の区別を認めない（La Nación Argentina no admite diferencias raciales）」（第28条）という条文も盛り込まれていた。

---

8 ただし、ペロン政権が人種的にも均質的な国民像の構築を志向したという点で見解を一にする論者の間でも、同政権が相対的に「非白人」的な国民像の構築に寄与したとする見解（Anderson 2018）もあれば、逆にむしろ均質的な「白人国家」像を強化する役を果たしたとする見解（Elena 2016）もある。

他方、国勢調査とは別の機会に先住民人口調査が実施された例もいくつかある。最も重要な例は、1966～68年に実施された全国先住民調査（Censo Indígena Nacional）である。これは、20世紀のアルゼンチンにおいて全国規模の先住民人口調査に着手された唯一の事例といえるものだが、残念ながら完遂されず未了のまま打ち切れ、結果は推計の公表にとどまった。その他、1970年代～80年代には、フォルモサ州先住民人口調査（Censo Aborigen de Formosa, 1970年）やサルタ州先住民人口調査（Censo Aborigen Provincial de Salta, 1984年）など、複数の州で先住民人口調査が実施されたことがあったが、これらはあくまで州内のいくつかの箇所での断片的な調査にとどまるものだった（INDEC 2012: 275-276）。

最初の大きな転機となったのは、2001年の第9回国勢調査であった。ここで史上初めて、先住民であるか否かの自己認識を問う項目、すなわち、「この世帯に、先住民に属するまたはその子孫であると自認する人はいますか？（¿Existe en este hogar alguna persona que se reconozca descendiente o perteneciente a un pueblo indígena?）」という質問が、国勢調査票の中に設けられたのである（図1）。

しかしながら、この調査は、上記の質問に「はい」と回答した世帯の数は計上するものの、その世帯にいる「先住民」の人数は問わないという中途半端な設計になっていたため、実際のところ人口調査と呼ぶには値しないものであった。この調査により、2001年時点のアルゼンチンの総世帯数1,007万5,814のうち、先住民（またはその子孫を自認する者）が1人以上いる世帯の数が28万1,959（総世帯数の2.8%）という結果<sup>9</sup>こそ出たものの、先住民

---

9 INDEC, “CENSO 2001: Base de Datos”. [https://www.indec.gob.ar/micro\\_sitios/webcenso/index.asp](https://www.indec.gob.ar/micro_sitios/webcenso/index.asp)

人口統計に相当するデータは得られずに終わった<sup>10</sup>。

図1 2001年アルゼンチン国勢調査票：先住民についての質問

出典：INDEC, “Censo 2022 República Argentina: Historia”.  
<https://censo.gob.ar/index.php/historia/>

これに続いた2010年の第10回国勢調査でも新たな展開がみられた。前回と同じく先住民であるか否かの自己認識を問う質問が設けられ、かつ、そこで先住民と自認する者の人数が計上されたのである。調査票は、「この世帯に、先住民、または先住民の子孫にあたる人はいますか？（¿Alguna persona de este hogar es indígena o descendiente de pueblos indígenas (originarios o aborígenes)?）」と問うたうえで、「はい」と回答した世帯には、それを自認する者全員の番号を列記させる形で人数を特定する設計になっていた（図2）。また、これに加えて、アルゼンチンの国勢調査史上初めて、アフロ系であるか否かの自己認識を問う質問が設けられた点も注目された。この調査の結果、総人口4,011万7,096人のうち、先住民（またはその子孫を自認する者）の人口が95万5,032人（総人口の2.4%）、アフロ系（またはその子孫を自認する者）の人口が14万9,493人（総人口の0.4%）という数値が公表さ

10 ただし、ここで得られた世帯データをもとに作成されたサンプルを用いて、その後2004～2005年に「先住民補足調査（Encuesta Complementaria de Pueblos Indígenas, 略称ECPI）」が実施され、その結果として全国の先住民人口の推計（60万329人）が示されるに至った。とはいえ、推計にとどまっていたという意味では次に述べる2010年国勢調査と実質的に同様であるし、またECPIの内容や経緯等について詳論した先行研究もあるため（Barrientos 2012）、本稿ではその記述を省略する。





に変更すべきだと主張しているのである<sup>11</sup>。

だが、先住民団体がより注力しているのは②の主張、すなわち、先住民としての自己認識を問う質問だけでなく先住民言語の話者であるかを問う質問も国勢調査票の中に盛り込むべきという主張である。先住民団体はこの「言語」質問の導入を求めて数年前から署名運動をも展開しており、その様子は主要日刊紙『ラ・ナシオン』などでも取り上げられてきた<sup>12</sup>。その記事中でも紹介されていた先住民団体「アルゼンチン先住民専門家ネットワーク (Tejido de Profesionales Indígena en Argentina)」は、日頃よりSNSを駆使して国内の先住民の権利等に関する主張を発信しているが、現在同団体のFacebookページのプロフィール画面には「2022年国勢調査：先住民言語についての質問の追加を求める100万人署名運動 (Censo 2022: Campaña 1 millón de firmas por la inclusión de la pregunta sobre lenguas indígenas)」のポスターが使われている<sup>13</sup>。また同団体は、モニカ・マチャ (Mónica Macha) 連邦下院議員の支持を得て、2021年10月28日には下院議事堂内の講堂で、国勢調査票への「言語」質問の導入の意義を議論するシンポジウムをも開催していた<sup>14</sup>。

---

11 Lorena Oliva, “Censo 2022: organizaciones indígenas temen que las comunidades no sean correctamente relevadas”, *La Nación*, 1 de septiembre de 2021. <https://www.lanacion.com.ar/comunidad/racismo/censo-2022-organizaciones-indigenas-temen-que-las-comunidades-no-sean-correctamente-relevadas-nid01092021/>

12 Lorena Oliva, “Piden que el próximo censo incluya las lenguas de los pueblos originarios”, *La Nación*, 14 de diciembre de 2020. <https://www.lanacion.com.ar/comunidad/racismo/piden-que-el-proximo-censo-incluya-las-lenguas-de-los-pueblos-originarios-nid14122020/>

13 <https://www.facebook.com/ProfesionalesIndigenas/>

14 このシンポジウムはYouTubeでライブ配信され、その後もアーカイブが視聴可能な状態になっている。Honorable Cámara de Diputados de la Nación, “Evento en vivo: H. Cámara de Diputados de la Nación - 28 de octubre de 2021”. <https://www.youtube.com/watch?v=ayIRYkBjqUs&list=LL>

ここでラテンアメリカの他の国々の状況に目を向けると、アルゼンチンの先住民統計の特徴が際立ちそうである。1980年ラウンドから2010年ラウンドまでのラテンアメリカ諸国の国勢調査における人種・エスニシティ調査の実施方法をまとめたラヴマンの一覧表 (Loveman 2014: 254, 256-263) によれば、これらの期間中に一度でも先住民関連調査を実施したことがある国は17か国あったが、そのうちで先住民言語の話者人口の調査を一度も実施していなかったのは、アルゼンチン、パナマ、ウルグアイの3か国のみであった。さらに言えば、多くの国では、「自己認識」質問の開始よりもかなり前から「言語」質問を実施していた (ボリビア、メキシコ<sup>15</sup>、パラグアイ、ペルー、ベネズエラ等)。つまり、アルゼンチンのように2000年ラウンドから「自己認識」質問を開始していながら、2020年ラウンドに至ってもいまだ「言語」質問を一度も実施していない国は、かなり珍しい例だといえる。

#### 2-4. まとめ

以上、本節では、2022年アルゼンチン国勢調査を、ラテンアメリカ諸国の国勢調査における多文化主義的傾向と、アルゼンチンにおける先住民人口統計の前歴という2つの文脈に位置づけて、その特徴と意義を考察した。その考察の内容は以下のようにまとめられる。

アルゼンチンは、2001年国勢調査から先住民としての自己認識を問う調査を開始し、2010年国勢調査では先住民 (およびアフロ系の) 人口に関する調査を実施したが、いずれも不完全な調査であった。次回2022年国勢調査は、先住民 (およびアフロ系) とし

---

15 筆者自身の分析によれば、メキシコは1895年の第1回国勢調査から一貫して先住民言語の話者数を特定する内容の質問を実施し続けてきた。そして、同国で「自己認識」質問が開始されたのは2000年国勢調査からであった (遠藤 2021: 88-90)。

での自己認識を問う質問を全住民に向けて実施してそれらの人口を計上する、史上初めての試みとなる。

そして、このように国勢調査の多文化主義的傾向が段々と強まってきているという点では、アルゼンチンは他の多くのラテンアメリカ諸国と足並みを揃えているといえる。だが、同国は、先住民（やアフロ系）としての自己認識に関する調査を拡充する一方で、先住民言語に関する調査をいまだかつて一度も実施しておらず、いま同国の先住民団体は「言語」質問の導入を要求する政治運動を展開している。このように先住民言語に関する調査が遅れている点が、域内の他の多くの国々と異なるアルゼンチンの特徴といえそうである。

### 3. 民政移管以降のアルゼンチンの先住民政策の経緯

続いて本節では、2001年以降の先住民統計の段階的な拡充という出来事と並んで進行していた、民政移管（1983年）以降のアルゼンチンの先住民政策（＝先住民の権利保障に関わる政策）の経緯をふり返る。それを通じて、先住民統計の拡充が先住民政策の一環としての側面をも有していたことを浮き彫りにしたい。ただし、先住民政策の経緯といっても、現時点で筆者は個々の政策の実行状況までは把握できていないため、ここではひとまず先住民の権利保障に関わる主な法令の制定・改訂等の経緯を辿るにとどめる。

#### 3-1. 先住民の権利保障に関する主な法令<sup>16</sup>

##### (1) 1985年制定の法律第23302号

民政移管後のアルゼンチンにおいて最初に成立した先住民の権利保障に関する法律が、アルフォンシン政権期の1985年に制定された法律第23302号である。この法律は、「先住民に対する配慮・支援（中略）を国民的関心事と宣言し、かれらの固有の価値観や

生活様式を尊重する」ことを目的として掲げ（第1条）、そのうえで以下のことを規定していた（特に重要な箇所には下線を付す。以下の法令においても同様）。

- ①国内に定住する先住民コミュニティに法人格を付与する（第2条～第4条）。
- ②先住民政策を担う行政機関として、国家先住民局（Instituto Nacional de Asuntos Indígenas, 略称INAI）を創設する<sup>17</sup>（第5条～第6条）。
- ③先住民コミュニティに必要な土地を引き渡し、その土地の所有権を承認する（第7条～第13条）。
- ④先住民コミュニティにおける教育を拡充する。また、先住民のアイデンティティを尊重したバイリンガル教育を実施する（第14条～第17条）。
- ⑤先住民コミュニティにおける医療サービスを拡充する（第18条～第21条）。
- ⑥その他（先住民コミュニティの人々に対する年金支給や住宅提供に関する規定）

この法律に関して特筆すべき点は、第一にその内容の先進性である。とりわけ、先住民コミュニティの土地所有権の承認や、教育・医療・社会保障に関する権利の承認というのは、その後の国際社会における先住民の権利保障の指針となったILO第169号条約（1989年採択）の内容を先取りしたものとさえいえる<sup>18</sup>。

---

16 ここで取り上げる先住民の権利保障に関する法令については、国家先住民局のウェブサイト（Instituto Nacional de Asuntos Indígenas, “Normativa sobre Pueblos Indígenas y sus comunidades”. <https://www.argentina.gob.ar/derechoshumanos/inai/normativa>）およびDemicheli Calcagno（2015）を参考にした。

17 INAIは、当時の厚生省（Ministerio de Salud y Acción Social）の管下に置かれた。

しかし、一方で注意せねばならないのは、この法律の制定後ただちにINAIが十全に機能して先住民の権利保障に関する具体的な政策が迅速に実行されたわけではないという点である。例えば、①に定められた先住民コミュニティに対する法人格付与の手続きは、国家先住民コミュニティ登記所 (Registro Nacional de Comunidades Indígenas, 略称ReNaCI) というINAI内の機関への登記を要するとされていたが、筆者が法令を辿って確認したところによれば、このReNaCIという機関が実際に発足したのは法律制定後10年以上を経た1996年のことであった (同年社会開発庁令第4811号)。同様に、INAIの主軸となる政策執行機関として法律に明記されていた調整審議会 (Consejo de Coordinación) も長らく放置された状態が続き、ようやく発足に至ったのは2008年のことだった (同年INAI局令第182号)。このように制度に実態が追いつかず政策の実行に遅延が生じるような事態は、その後もアルゼンチンの先住民政策においてたびたび生じることとなった。

## (2) 1994年憲法改正

ともあれ、その後アルゼンチンはメネム政権期の1992年にはILO第169号条約の国会承認を果たし (法律第24071号)<sup>19</sup>、先住民の権利承認に向けた国際的な潮流と足並みを揃える姿勢を対外的にも示す。そして同政権期の1994年になされた憲法改正の際には、新憲法 (= 現行憲法) の第75条第17項に先住民の諸権利を明文化するに至った。その条文の内容は以下の通りである。

### ①先住諸民族のエスニック的・文化的な先在性 (preexistencia)

18 土地所有権の承認については同条約の第2部、教育の権利については同第6部、医療や社会保障の権利については同第5部において規定されている。なお、ILO第169号条約の内容を解説した文献としては、トメイほか (2002) が有益である。

19 ただし、その後の行政府の批准手続きが遅れ、批准書の寄託がなされたのは2000年7月3日、発効に至ったのは翌年7月3日であった。

を承認する。

- ②かれらのアイデンティティの尊重と、バイリンガルかつインターカルチュラルな教育の権利を保障する。
- ③かれらのコミュニティの法人格、および、かれらが伝統的に占有してきた土地の所有権を承認する。
- ④人間的発展のために適切かつ十分なその他の土地の引き渡しを調整する。
- ⑤かれらの天然資源や、かれらに影響を及ぼすその他の利益に関する措置にあたりかれらの参加を保障する。

一見して明らかなように、この新憲法の条文も、前掲の1985年の法律やILO第169号条約の理念を踏襲したものといえる<sup>20</sup>。

### (3) 2006年制定の法律第26160号

キルチネル政権期の2006年に制定された法律第26160号も、今日なお政治的論点となり続けている重要な法律である。その要点は以下の通りである。

- ①先住民コミュニティが伝統的に占有してきた土地の所有権に関して緊急事態を宣言する。その期間は4年間とする（第1条）。
- ②この緊急事態宣言の期間中、(先住民コミュニティに対して)上記の土地からの立ち退きを命じた判決や行政処分の執行は停止する（第2条）。
- ③本法律の発効後3年のうちに、INAIは、先住民コミュニティの土地所有状況についての調査を実施せねばならない。その調査等のための特別基金（3年間で3000万ペソ）を設立する（第3条～第5条）。

20 1994年改正憲法の⑤は1985年の法律には含まれていなかった内容だが、これは明らかにILO第169号条約の第7条を踏襲したものである。

翌2007年には、「全国先住民コミュニティ土地調査計画（Programa Nacional de Relevamiento Territorial de Comunidades Indígenas）」が策定され（同年INAI 局令第587号）、上記③の土地調査が開始されたが、しかし、その後この調査は予定通り進展せず大幅に遅延することとなった。そうして調査が滞ったまま年月が過ぎたため、国会は2009年、2013年、2017年と3回連続で、この法律の存続期間を延長せねばならなくなった。そして2021年11月23日に再び期限を迎えることとなったために、その動向が報道等でも注目されたが、結局アルベルト・フェルナンデス現政権の緊急大統領令（decreto de necesidad y urgencia）により、4回目の延長措置がとられる結果となった（同年緊急大統領令第805号）。

#### (4) 2006年制定の法律第26206号

同じくキルチネル政権期の2006年に制定された法律第26206号は、国家教育法（Ley de Educación Nacional）とも称される、日本の教育基本法に相当する法律である。この法律においても、先住民アイデンティティの尊重等を目的とする「インターカルチュラル・バイリンガル教育（Educación Intercultural Bilingüe）」の実践について下記のように明文化された。

インターカルチュラル・バイリンガル教育とは、憲法第75条第17項に基づき、先住諸民族がその文化的規範、言語、世界観およびエスニック・アイデンティティの維持・強化に資する教育を受け、多文化的な（multicultural）世界において積極的に役割を果たし、生活の質を向上させるという、かれらの憲法上の権利を保障する、幼児教育・初等教育・中等教育の各レベルにおける教育制度の様式である。また、インターカルチュラル・バイリンガル教育は、先住諸民族やエスニック的・言語的・文

化的に異なる人々の間で、知識や価値観を相互に豊かにするような対話を促進し、そうした差異に対する承認と尊重をもたらすものである。(第52条)

教育省は、(中略)国内のすべての学校において多文化性 (multiculturalidad) の尊重と固有の文化に関する知識習得を促進するような共通カリキュラムの内容を定め、児童・生徒が文化的多様性を我々の社会のポジティブな特性として評価・理解できるようにする。(第54条)

ここでも、「多文化」「文化的多様性」「インターカルチュラル」といった語彙をはじめとする(広い意味での)多文化主義的なレトリックを用いて、世界的な潮流への参画をアピールするというアルゼンチン国家の志向が、顕著に表れているといえるだろう。

### 3-2. まとめ

以上、本節では、先住民統計の段階的な拡充という出来事の背後で順次成立していた、先住民の権利保障に関する主な法令を読み解いてきた。

1985年の法律第23302号は、先住民コミュニティに法人格を付与し、かれらの土地所有権やバイリンガル教育の権利等を含む諸権利を規定した、先駆的な法律だった。その後もアルゼンチンは、先住民の権利保障に関する世界的・汎ラテンアメリカ的な潮流と足並みを揃えながら、1992年にはILO第169号条約の国会承認、1994年には憲法における先住民の諸権利の明文化を実現してきた。そして21世紀に入ってからも、土地権や教育の権利などに関わるより具体的な制度作りに積極的に取り組んできたといえる。2001年国勢調査における先住民調査の開始や、その後の先住民統計の段階的な拡充は、こういう文脈で実現してきたことだったの

である。

他方、先進的な制度に実態が追いつかず、アルゼンチンの先住民政策の実行にはたびたび大幅な遅延が生じてきたことも事実である。1985年の法律においてINAI内に設置されることが定められていたはずの機関が、実際の発足までに10年や20年もの年月を費やしてしまったことや、2006年から3年間で完了する予定だった土地調査がいまだ完了せず緊急事態宣言を4回も延長するに至ったことは、先住民政策の実行に対して必ずしも積極的とはいえないアルゼンチン政府の一面を示している。

### おわりに

以上を通じて示してきた2022年アルゼンチン国勢調査の特徴と意義を最後に改めて要約することで、本稿の結びとする。

アルゼンチンの国勢調査は、ラテンアメリカの他の多くの国々と同様、2000年ラウンド以降多文化主義的な傾向（＝人種・エスニシティ別の人口統計を積極的にとる傾向）を段々と強めてきている。そして次回2022年国勢調査は、先住民（およびアフロ系）としての自己認識を問う調査を全住民向けに実施する、史上初の試みとなる。

他方、アルゼンチンの国勢調査は、先住民としての自己認識の調査をこれだけ拡充しているにもかかわらず、先住民言語の話者人口に関する調査をこれまでに一度も実施したことがないという、ラテンアメリカのなかでも珍しい事例となっている。こうしたなかで国内の先住民団体は、2022年国勢調査票への「言語」質問の追加を求める政治運動を展開しており、今後の政府との交渉の動向が注目される。

また、2001年以降アルゼンチン国勢調査における先住民関連続計の段階的な拡充が実現してきた背景には、先住民の権利保障に関する政策の進展という動きがあったことも忘れてはならない。

国勢調査において先住民の人口や先住民言語の話者人口を数えることには、それらの存在を公的に認知するという意義がある。そこで計上されたデータが、先住民に関する様々な公共政策の根拠となるのである。まずかれらの存在が認知されなければ、土地や教育や医療に関するかれらの権利が保障されることはないし、同様に、かれらの言語の存在が十分に認知されなければ、例えばその言語を用いたバイリンガル教育の実施などは困難になる。先述のように、先住民コミュニティの登記やかれらの土地所有状況についての調査が別途実施されているとはいえ、それらがスムーズに進展していない現状もあるなか、国勢調査における先住民関連統計の拡充は、今後もより大きな意義をもつことになるだろう。

---

#### 【参考文献】

- Anderson, Judith M. 2018. "The Impossible Black Argentine Political Subject". Kwame Dixson and Ollie A. Johnson III (ed.). *Comparative Racial Politics in Latin America*. New York: Routledge. pp. 211-228.
- Angosto-Ferrández, Luis Fernando, and Sabine Kradolfer (ed.). 2012. *Everlasting Countdowns: Race, Ethnicity and National Censuses in Latin American States*. Newcastle upon Tyne: Cambridge Scholars Publishing.
- Angosto-Ferrández, Luis F., and Sabine Kradolfer (ed.). 2016. *The Politics of Identity in Latin American Censuses*. New York: Routledge.
- Barrientos, Pilar. 2012. "Are There Still "Indians" in Argentina? Indigenous Peoples and the 2001 and 2010 Population Censuses". Luis Fernando Angosto-Ferrández, and Sabine Kradolfer (ed.). *Everlasting Countdowns: Race, Ethnicity and National Censuses in Latin American States*. Newcastle upon Tyne: Cambridge Scholars Publishing. pp. 41-68.
- Demicheli Calcagno, Sebastián (ed.). 2015. *Argentina indígena, participación y diversidad, construyendo igualdad: compilación legislativa*. Buenos Aires: Secretaría de Derechos Humanos. [http://www.jus.gob.ar/media/2957543/argentina\\_indigena\\_web.pdf](http://www.jus.gob.ar/media/2957543/argentina_indigena_web.pdf)
- Elena, Eduardo. 2016. "Argentina in Black and White: Race, Peronism, and the Color of Politics, 1940s to the Present". Paulina Alberto and Edu-

- 
- ardo Elena (ed.). *Rethinking Race in Modern Argentina*. Cambridge: Cambridge University Press. pp. 184-209.
- INDEC (Instituto Nacional de Estadística y Censos). 2012. *Censo Nacional de Población, Hogares y Viviendas 2010. Censo del Bicentenario: Resultados definitivos*. Serie B, N° 2, Tomo 1. Buenos Aires: Instituto Nacional de Estadística y Censos. [https://www.indec.gov.ar/ftp/cuadros/poblacion/censo2010\\_tomo1.pdf](https://www.indec.gov.ar/ftp/cuadros/poblacion/censo2010_tomo1.pdf)
- . 2021. *Censo Nacional de Población, Hogares y Viviendas de la Argentina. Presentación al Comité Operativo Censal*. Buenos Aires: Instituto Nacional de Estadística y Censos. [https://censo.gob.ar/wp-content/uploads/2021/12/censo\\_ronda\\_2020\\_comite\\_operativo.pdf](https://censo.gob.ar/wp-content/uploads/2021/12/censo_ronda_2020_comite_operativo.pdf)
- Loveman, Mara. 2014. *National Colors: Racial Classification and the State in Latin America*. Oxford: Oxford University Press.
- 遠藤健太. 2021. 「米国とメキシコで実施された2020年国勢調査の政治的諸相」『ラテンアメリカ・カリブ研究』第28号, pp. 84-97.
- 鈴木茂. 1999. 「語りはじめた「人種」: ラテンアメリカ社会と人種概念」. 清水透編『ラテンアメリカ: 統合圧力と拡散のエネルギー』大月書店, pp. 39-66.
- トメイ, マヌエラ, リー・スウェプストン (苑原俊明, 青西靖夫, 狐崎知己訳). 2002. 『先住民族の権利: ILO第169号条約の手引き』論創社.

【付記】本研究はJSPS科研費19K20556の助成を受けたものである。